

公益社団法人大阪府建築士会
「優秀卒業生表彰制度」規程

この規定は、大阪府建築士会（以下「本会」という）が定める建築に関する課程を有する大学、（以下「建築関連学校」という）の「優秀卒業生表彰制度」について必要な事項を定める。

第1.（目的）

建築業界の将来を担う優秀な学生を本会会長より表彰し、卒業後の励みとしてより一層の精進に期待することを目的とする。

第2.（定義）

建築関連学校：卒業後、一級建築士試験を受験できる学校とする。

第3.（対象者）

1. 大阪府内の建築関連学校に在籍し、表彰実施年度に卒業見込みの学業成績等優秀者で、学校より本表彰制度の対象としてふさわしいと認められ、本会に推薦された者とする。
2. 推薦者数は各学校1名とする。なお、学部等を複数有する学校において、複数名の推薦を希望する場合は、表彰対象者を増すことができるものとする。

第4.（授与条件）

賞状を卒業式若しくはそれに準ずる式典の場において、受賞者に手渡すことができる場合とする。

第5.（授与者）

原則として本会会長若しくは本会の役員が卒業式等に出向き、受賞者へ直接授与する。

ただし、式典の都合により学校関係者が直接授与することをやむを得ないと認めた場合は除く。

第6.（賞の内容）

本会会長名の表彰状を授与する。

第7.（開催時期及び表彰授与申請等）

1. 本制度は建築関連学校の申請に基づき、毎年度実施する。
2. 本制度の表彰を希望する建築関連学校は、年度初めに本会に登録し、式典等の1ヶ月前までに指定様式により表彰対象とする学生の推薦を本会事務局に申請する。
3. 本賞に要する経費は本会の負担とし、受賞者は、無償とする。

附則 この規程は令和2年6月10日から施行する。

公益社団法人大阪府建築士会行
(Fax.06-6943-7103)

令和2年度「優秀卒業生表彰制度」登録申請書

学校名		
学部・学科名		
郵便番号・住所		
担当者名		
担当者TEL／FAX	TEL	FAX
担当者E-mail		
式典名称		
式典予定日	月	日

■登録申請先

公益社団法人大阪府建築士会事務局表彰制度係
〒540-0012 大阪府中央区谷町 3-1-17 高田屋大手前ビル 5 F
Tel 06-6947-1961 Fax 06-6943-7103
E-mail shige@aba-osakafu.or.jp